

円高対応緊急ファシリティ実施要領骨子
(本邦金融機関向けM&Aクレジットライン)

1. 対象金融機関及び選定要領

- (1) 対象金融機関：[株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務方法書](#)に規定する銀行等
- (2) 選定要領：個別信用力審査等を経て対象金融機関を決定。

2. 貸付条件

- (1) 借入人：原則として、上記1. 対象金融機関の日本所在の本店。
- (2) 対象案件：我が国の法人等が出資等により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う場合であって、民間円資金の外貨への転換を誘発し為替相場の安定に資するもの。
 - ① 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
 - ② 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
 - ③ 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人
- (3) 対象転貸先：我が国の法人等
- (4) 通貨：米ドル。ユーロについては個別に検討。
- (5) 融資割合：借入人が締結する転貸契約融資額の6割以下
- (6) 適用金利：LIBOR ベースの変動金利。個別に決定（外国為替資金特別会計からの借入コストに与信先の信用力見合いのプレミアムを上乗せ）
- (7) 個別案件の融資承諾期限：平成24年9月末日
- (8) 貸出実行期限：個別案件の融資承諾日より2年以内
- (9) 償還期間：個別に決定
- (10) その他の融資条件：個別に決定

以 上